

条例の性格等について

【条例の性格と位置付け】

南海地震条例（仮称）は、南海地震対策の基本方針を明らかにするとともに、「県民自らの取り組みによる自助」「地域の支え合い、助け合いによる共助」「行政としての役割の公助」それぞれが役割を分担しながら、連携して取り組みを進めるための「より所（行動規範）」となる条例とします。

それぞれの主体的な取り組みを全県的な運動として広げることによって、震災に強い地域社会づくりを進め、生活、仕事、教育の中に防災文化として根づかせていくことを目指した条例とします。

また、予防から地震発生後の応急・復旧・復興までの対策についての基本的な事項を定めるとともに、取り組みの目標となる理念や、理念を実現するための制度（仕組み）などを盛り込んだ総合的な条例とし、本県の防災対策の基本となる高知県地域防災計画を実行していくための仕組みや役割を定める条例としても位置付けられます。

【条例に盛り込む項目】

広範かつ多岐にわたる南海地震対策のうち、条例には、次の4つの視点を重視した項目を盛り込みます。

県民の皆様の生命に関わること。

県、県民、事業者等との役割分担や連携に関すること。

県民の皆様、事業者等に必要性や仕組みについて理解を求めるもの。

県民の皆様、事業者等に守っていただきたいこと。

【条例の内容の検討にあたって留意事項】

具体的内容の検討にあたっては、次の点に留意します。

条例化による効果

条例化による住民生活や事業活動に与える影響

条例で定めた場合に生じる問題点（予算面、体制面、他法令との整合性など）

自助、共助、公助の役割分担の明確化

など

第10章については、危機管理課で検討中です。